

## 福祉部

議案第 51 号 大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 51 号、大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料 2 ページをお願いします。改正理由でございます。  
「栄養士法」が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、令和 7 年 4 月 1 日からは、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となります。これに伴い、国が定める「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」(省令)が一部改正され、女性自立支援施設の職員配置の基準に、「管理栄養士」が追加されたことにより、市条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、栄養士法等の改正による栄養士免許を有さない管理

栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう  
に、省令と同様に市条例の職員配置の基準も、「栄養士若しくは管  
理栄養士又は調理員」に改正しようとするものです。

資料3ページをお願いします。改正箇所については、記載のとおり  
です。

施行期日は、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。